※①は経験、②③は経験・時間帯に応じて支給額が変動

申 12月1日(火)から市指定の履歴書(写真貼付)と保育士証の写しを子ども未来課窓口または郵送で提出。採用が決まり次第、募集終了。

お知らせ

くらし環境

市役所庁舎内の計画停電

問 政策秘書課 ☎ 56-0634

市役所の本庁舎内の計画停電に伴い、下記業務に一部影響が出ます。

時 **12月21日(月)** 19:00～21:00

- 市役所への電話、FAXおよびメール
- 夜間受付
- コンビニ交付での証明書発行業務

2021年版「くらしの豆知識」の配布

問 悩みごと相談室 ☎ 56-0551

くらしに役立つ情報をコンパクトにまとめた「くらしの豆知識」を配布します。今回の特集は「トラブル回避！お金の知恵袋」「18歳からの消費生活」の2本です。そのほか、ネットトラブルや契約に関する知識などについても、最新の情報を盛り込んであります。

12月7日(月)から悩みごと相談室窓口で100部配布(なくなり次第終了)

マイナンバーカード臨時窓口

問 市マイナンバーコールセンター ☎ 63-0178
市民課 ☎ 56-0607

マイナンバーカードの受け取りは予約制です。申請のお手伝いもできます。

時 **12月9日(水)** 17:15～19:00
27日(日) 9:00～12:40

場 **市役所本庁舎1階 市民課**

持 【共通】運転免許証などの本人確認書類、通知カード、住民基本台帳カード(ある人)

【受け取り】個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)

【申請】個人番号カード交付申請書、認印(ゴム印等不可) ※顔写真は無料でお撮りします。

【電子証明書更新の場合】マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限通知書

市役所庁舎消防訓練の実施

問 財政課 ☎ 56-0606

市役所の全庁舎にて消防訓練を実施します。なお、窓口業務については通常どおり行います。

時 **12月24日(木)** 16:00～16:30

晴丘センター施設使用料改定

問 晴丘センター ☎ 0561-54-1643

4月1日から直接ごみを持ち込んだ際の施設使用料を改定します。50kgまで一律1,000円。50kgを超える場合、1,000円に10kgあたり200円を加算した額。

少量のごみは市の収集で出し、できるだけごみをまとめて持ち込みください。

充電式電池は分別してください

問 環境課 ☎ 56-0612

晴丘センターでは、もえないごみに混入している小型充電式電池(二次電池)による火災の件数が年々増加しています。

エコハウスや金融機関で充電式電池回収ボックスを設置しています。家電から取り外し、分別に協力をお願いします。取り外しができない製品は小型家電としてエコハウスへ持ち込んでください。

【注意が必要な小型家電】加熱式タバコ、電子ゲーム機器、デジタルカメラ、携帯用扇風機、お掃除ロボット、携帯電話など

119番通報が繋がりにくくなります

問 尾三消防本部指令課 ☎ 0561-38-5119

時 **12月18日(金)** 2:00～3:00頃

尾三消防本部管内の電話交換機の工事に伴い、119番通報の受信が制限され、繋がりにくくなる時間があります。

狩猟免許試験

問 愛知県尾張県民事務所 ☎ 052-961-7254
みどりの推進課 ☎ 56-0620

時 **2月18日(木)**

申 12月18日(金)～1月8日(金)

※試験の詳細は上記の尾張県民事務所環境保全課にお問合せください。

※地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害を防止するため、市では狩猟免許取得費等を一部補助します。詳細は市HPまたは広報6月号P13へ。

土地または家屋の固定資産税

問 税務課 ☎ 56-0609

土地または家屋の所有者が亡くなった場合

土地および家屋の固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に課税されます。登記されている土地または家屋を、2020年中に法務局で相続登記が完了できない人や、未登記家屋を相続する人は速やかに税務課に届出してください。

家屋を取り壊した場合

家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分の固定資産税は翌年度から課税されません。

土地の現況調査にご協力を

毎年、土地の利用状況を調査しています。12月初旬から1月下旬にかけて、税務課職員が確認に回ります。

問 問い合わせ先 時 とき 場 ところ 対 対象 内 内容 ¥ 費用(記載がないものは無料) 持 持ち物
申 申込方法(記載がないものは申込不要) 他 その他 ス スマイルポイント対象事業
申込や縦覧等の窓口・電話受付は、原則開庁時間に限ります。予 予約が必要なもの

12月4日～10日は「人権週間」まちの身近な相談相手として人権擁護委員がいます。悩みごとがありましたらお気軽にご相談ください。相談先 みんなの人権110番 0570-003-110 問 福祉課 56-0553